

青 色 情 報

青報 2901
事 務 局
☎351-4159

◇税のカレンダー（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

月	日	内 容
4	20	●平成 28 年度分 所得税及び復興特別所得税振替納付日
	25	●平成 28 年度分 消費税・地方消費税振替納付日
5	31	●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付期限
6	30	●個人都道府県民税及び市町村民税の納付期限 *納期限…6月、8月、10月及び1月(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日。
7	10	●源泉所得税の納付期限(納期特例適用者) *1月から6月までの徴収分 ●労働保険の申告納付、分割納付の場合には10月(第2期分)、1月(第3期分)になります。
	31	●所得税第1期分予定納税期限 *前年の所得税が15万円を超えた場合、本年の所得税をあらかじめ3期に分けて納める制度。
8	31	●消費税中間申告納付期限 *前年の消費税額が48万円を超え400万円以下の事業者 *口座振替日9月27日(水) ●個人事業税の納付(第1期分) *納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
11	30	●所得税第2期分予定納税期限 ●個人事業税の納付(第2期分) *納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
1	20	●源泉所得税納付期限(年2回納付の特例適用者) *前年7月から12月までの徴収分を納付、但し、納期特例適用者でない者は、1月10日までに納付。
	31	●支払調書の提出期限 ●源泉徴収表交付期限(年末調整期限) *交付先…受給者及び税務署長 ●給与支払報告書の提出期限 *提出先…給与の支払を受けている者の住所所在地の各市町村長 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限
2	16	●所得税及び復興特別所得税確定申告受付開始
3	15	●所得税及び復興特別所得税確定申告、贈与税、市町村民税、申告期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(青色申告の承認申請、専従者給与届出)
	31	●個人事業者の消費税・地方消費税確定申告期限

◇確定申告の内容が間違っていた場合について

【税額を多く申告していたとき】

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少である時、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して税務署に提出して下さい。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。（平成23年度税制改正により1年から5年に延長されました。）

【税額を少なく申告していたとき】

税額を少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正して下さい。修正申告をする場合は、「申告書B第一表」と「第五表(修正申告書・別表)」の用紙に、必要事項を記入して税務署に提出して下さい。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

消費税 任意の中間申告制度

平成27年度より、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告制度が設けられました。

◇中間申告書の提出が可能な事業者

- ・前年度の消費税の年税額（地方消費税は含まない）が48万円以下の方。

◇任意の中間申告と納税について

- ・「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する。
- ・当該届出書を提出した日以降にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができる。
- ・中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となる。また、6月中間申告対象期間の末日翌日から2か月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を提出すると共に、その消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要がある。

年会費納入のご案内

◆口座振替をご利用の方

- ・4月10日(月)に貴指定口座より年会費の振替をいたします。なお、何らかの都合により振替が出来なかった場合は、5月10日(水)に再度振替をいたします。

◆集金の場合(支部)

- ・支部役員の方々による年会費の集金は、5月から6月にかけて行なわれます。担当の支部役員がご自宅へお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

◆郵便振込をご利用の方

- ・郵便局の振込用紙を送付いたします。届きしだい速やかにお振込み下さいますようお願いいたします。

《お願い》 会費集金にかかる支部役員の負担をできるだけ軽くする為、口座振替のご利用をお薦めしています。ご希望の方は、事務局までご連絡下さい。